

譲受人（借人）（住所）滑川市中川原181番地
（氏名）株式会社金山産業

譲渡人（貸人）（住所）魚津市北鬼江2744番地3
（氏名）川岸 正夫

農地法第5条第1項の規定による許可について

令和4年5月20日付けで申請のあった転用のための農地（採草放牧地）の権利の設定（移転）については、農地法第5条第1項の規定により次のとおり許可します。

令和4年6月30日

富山県知事 新 田 八 朗



1 許可の内容

許可する土地の表示	土地の所在			地番	地目		面積 (㎡)
	市町村	大字	字		登記簿	現況	
	魚津市	北鬼江		2744番1	田	田	788
	"	北鬼江		2745番	田	田	2,159
	以下余白						
	計	2,947 ㎡	(田	2,947 ㎡	畑	0 ㎡)	
転用目的	注文住宅敷地			権利の種類及び設定・移転の別		所有権移転	

2 条件等

- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。以下同じ。)に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載された事業計画をやむを得ない理由により変更するときは、事前に富山県知事の承認を受けること(農業委員会経由)。
- (3) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供しないときは、農地法第51条の規定により許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、許可の日から3箇月後及びその後1年ごとに、また、工事が完了したときは速やかに、別に定める様式により工事進捗状況又は完了の報告書を農業委員会を経由して提出すること。

[教示]

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。